

下記の説明を一読のうえご記入ください。

就労証明書

亀岡市長

宛

【留意事項】

就労証明書は事業者が就労内容を証明する書類です。
事業者以外の者が記入・改ざんした場合、有印私文書偽造罪などの罪が成立しますので、必ず事業者が記入してください。
※必要に応じて実態調査を行います。
※注意事項をご確認のうえ、漏れのないように作成してください。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名	証明された日を必ずご記入ください。			
所				
電話番号	— —			
担当者名				
記載者連絡先	— —			

刑法上の罪に関われる場合があります。

No.	項目							
1	業種	☐ 農業 ☐ 情報 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()						
2	フリガナ 本人氏名	有期の場合は必ず終了日を記入のうえ、14欄にチェックをしてください。						
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日						
4	本人就労先事業所	名称 住所 テレワークや出向先などの場合は、実際に本人が就労している場所の名称・住所を記入してください。 例: 名称:テレワーク(自宅)、名称:テレワーク(シェアオフィス) 住所:〇〇市●●町△△-1番地						
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()						
6	雇用契約上の内容を記載してください。	<table><tr><td>就労時間 (固定就労の場合)</td><td>月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間</td><td>月間 時間</td></tr><tr><td>就労時間 (変則就労の場合)</td><td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td></td></tr></table> 1か月の合計就労時間をご記入ください(休憩時間含む)。 ・1日4時間以上、かつ週3日以上(1箇月48時間以上) 必要です。 ・月120時間以上であれば、標準時間を申請できます。 ※ただし、恒常的に就労時間の都合で16時の降所(園)時間に間に合わない場合は、保育標準時間を選択することができます。 ・変則就労の場合は、勤務形態等が確認できる書類(シフト表等)の添付が必要です。※備考欄に記載の場合は不要。	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間	月間 時間	就労時間 (変則就労の場合)	主な就労時間帯・シフト時間帯	
就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間	月間 時間						
就労時間 (変則就労の場合)	主な就労時間帯・シフト時間帯							
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月						
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み						
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み						
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み						
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日						
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 主な就労時間帯・シフト時間帯 育休復帰の場合、必ず記入してください。 題時間 分)						
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無						
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定 有期雇用の場合、必ずいずれかにチェックしてください。						
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否						
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否						
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日						
18	備考欄	●変則就労でシフト表がない場合⇒おおよその週勤務日数、時間帯等、上記の項目に書ききれない事を記入してください。						
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 就労証明書の記載に関するさらに詳しい説明が亀岡市ホームページから確認できます。 https://www.city.kameoka.kyoto.jp/site/hoiku/3499.html 児童名 生年月日 施設名 利用中 申込中(第一希望)						